

緊急時（台風・地震など）における児童の登下校について

安城市立安城東部小学校

◎台風時などにおける暴風警報発表時の対応について

1 児童の登校する前に、安城市に暴風警報が発表されている場合

(1) 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常通りの授業を行います。

(2) 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行いません。

※注意する必要があるのは、6時の時点での警報の有無のみとなります。

※ 上記（1）の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときは、登校を見合わせ、その旨を必ず学校へ連絡してください。また、通学路等の危険箇所については、学校でも調査していますが、ご家庭でも一度ご確認をお願いします。もし、危険箇所がありましたら、学校までお知らせください。

2 児童の登校後に、安城市に暴風警報が発表された場合

(1) 気象および通学路の状況等を判断して、児童を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止し速やかに下校させます。

(2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断したときは、校内において当該児童の安全を確保します。

※ 「暴風雪警報」は、暴風警報が発表された場合と同様の扱いです。

◎特別警報発表時の対応について

1 児童の登校する前に、特別警報が発表されている場合

(1) 登校させないでください。

(2) 特別警報解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、児童を安全に登校させようと判断できるまでは登校させないでください。なお、登校の判断についての情報は、学校ホームページ及び緊急メール配信システム、電話連絡等により周知します。

2 児童の登校後に、特別警報が発表された場合

(1) 即刻、授業を中止し、校内にて児童の安全を確保します。

(2) 災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、保護者への引き渡しができるまでと判断できるまでは、下校させません。なお、保護者への引き渡し判断についての情報は、学校ホームページ及び緊急メール配信システム、電話連絡等により周知します。

◎強風注意報・大雨警報等発表時における対応

安城市に暴風警報・特別警報が発表されていないが、強風・大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 校長は名古屋地方気象台から発表される強風注意報・大雨警報等の気象状況を把握し、災害・気象及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止等を決定します。なお、学区の地理的状況等を考慮し、一部地域の児童に対して、休業や授業の中止等を決定することができます。
- (2) 校長は、保護者の判断により、登校を見合わせたいという連絡があれば、それを認め、遅刻・欠席扱いとはしません。ただし、この場合は給食費の返金等はありません。